

山 青 森 県 報

第千九百九十六号

平成十四年三月十五日(金曜日)

目 次

規 則

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

○青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(団体経営改善課) ……一

告 示

○保安林の指定……………(林政課) ……二

○漁港の指定の取消し……………(漁港漁場整備課) ……二

○道路の区域の変更……………(道路課) ……二

○右 同……………(同) ……三

○道路の供用の開始……………(同) ……四

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(健康医療課) ……四

○肥料の登録……………(農林水産政策課) ……五

出 先 機 関

○土地改良区の役員の退任……………(三地方農林水産事務所) ……五

公 安 委 員 会

○型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) ……五

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十五日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「監獄」の下に「(少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)」を加え、同条第二号中「(昭和二十二年法律第六十八号)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十五日

青森県規則第十一号

青森県知事 木 村 守 男

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月青森県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第二号中「年 一・二五パーセント」を「年 一・一パーセント」に、「年 一・〇五パーセント」を「年 〇・九パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県漁業近代化資金利子補給規則第二条の規定は、平成十四年二月二十日以後において利子補給承認のなされる漁業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年三月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

むつ市大字城ヶ沢字流道一七の二・字小川目一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第九十二号

漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第五項の規定により、三沢漁港についてその指定を取り消すので、同条第十一項の規定により告示し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月十五日

青森県知事 木 村 守 男

青森県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十五日

青森県知事 木 村 守 男

青森県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月十四日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
3	県 道	尾駁有戸停 車場線	上北郡野辺地町字向田二八六の一から 上北郡野辺地町字向田二八六の一まで	後	前	一五〇〇〇メートルから 一五〇〇〇メートルまで	三二〇〇〇メートル	
				後	前	四二〇〇〇メートルから 四二〇〇〇メートルまで	三一五〇〇メートル	
				後	前	六三〇〇〇メートルから 六三〇〇〇メートルまで	二六〇〇〇メートル	
				後	前	五二〇〇〇メートルから 五二〇〇〇メートルまで	四三五〇〇メートル	
				後	前	五二〇〇〇メートルから 五二〇〇〇メートルまで	四三五〇〇メートル	
				後	前	八五〇〇〇メートルから 八五〇〇〇メートルまで	五八〇〇〇メートル	
				後	前	三七〇〇〇メートルから 三七〇〇〇メートルまで	五八〇〇〇メートル	
				後	前	三九〇〇〇メートルから 三九〇〇〇メートルまで	一、九九三〇〇メートル	
				後	前	一三九〇〇メートルから 一三九〇〇メートルまで	一、九九五〇〇メートル	
				後	前	一三五〇〇メートルから 一三五〇〇メートルまで	一、九九五〇〇メートル	
				後	前	二〇七八〇メートルから 二〇七八〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
2	県 道	大鱗浪岡線	弘前市大字乳井字岩ノ上四の一から 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで	後	前	一三九〇〇メートルから 一三九〇〇メートルまで	一、九九五〇〇メートル	
				後	前	一三五〇〇メートルから 一三五〇〇メートルまで	一、九九五〇〇メートル	
				後	前	三九〇〇〇メートルから 三九〇〇〇メートルまで	一、九九三〇〇メートル	
				後	前	一三九〇〇メートルから 一三九〇〇メートルまで	一、九九五〇〇メートル	
				後	前	一三五〇〇メートルから 一三五〇〇メートルまで	一、九九五〇〇メートル	
				後	前	二〇七八〇メートルから 二〇七八〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一三五〇〇メートルから 一三五〇〇メートルまで	一、九九五〇〇メートル	
				後	前	一三五〇〇メートルから 一三五〇〇メートルまで	一、九九五〇〇メートル	
				後	前	一三五〇〇メートルから 一三五〇〇メートルまで	一、九九五〇〇メートル	
				後	前	一三五〇〇メートルから 一三五〇〇メートルまで	一、九九五〇〇メートル	
				後	前	一三五〇〇メートルから 一三五〇〇メートルまで	一、九九五〇〇メートル	
1	県 道	久栗坂造道 線	青森市大字原別字上海原二二の一から 青森市大字造道字磯野八一の二まで	後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	二〇七八〇メートルから 二〇七八〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	二〇七八〇メートルから 二〇七八〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	
				後	前	一七七〇〇メートルから 一七七〇〇メートルまで	一、二五八〇〇メートル	

平成十四年三月十五日

青森県知事 木村守男

青森県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十五日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
下田停車場線	上北郡下田町字三本木七八の一から 上北郡下田町字三本木一八四の一まで	平成十四年三月十五日

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	鯨ヶ沢蟹田線	東津軽郡蟹田町大字大平字沢辺二〇八の一から 東津軽郡蟹田町大字大平字山元二四の一まで	後 後 前	一七・〇〇メートルから 六一・〇〇メートルまで	一、一一四・五〇メートル	
2	県道	今別蟹田線	東津軽郡蟹田町大字大平字山元九〇の三から 東津軽郡蟹田町大字大平字沢辺四六の一まで	後 後 前	一一・七〇メートルから 一一・七〇メートルまで	一一一・〇〇メートル	
3	県道	下田停車場線	東津軽郡蟹田町大字大平字山元九〇の三から 東津軽郡蟹田町大字大平字沢辺四六の一まで	後 後 前	一一・三〇メートルから 八〇・八〇メートルまで	一九八・八〇メートル	
			上北郡下田町字三本木七八の一から 上北郡下田町字三本木一八四の一まで	後 後 前	一四・五〇メートルから 一四・五〇メートルまで	二二〇・〇〇メートル	
			上北郡下田町字三本木七八の一から 上北郡下田町字三本木一八四の一まで	後 後 前	一一・八〇メートルから 一一・八〇メートルまで	二五四・〇〇メートル	

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年三月十五日

青森県知事 木村守男

一 物品等の名称及び数量
患者監視装置一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院管理調達課
青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成十四年二月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所
樋口ホスピタルサプライ株式会社
青森市虹ヶ丘二丁目五の六

六 契約金額
七千六百三十七万七千円

七 随意契約の理由
一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第六号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日
平成十四年一月十八日

肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第一項の規定により平成十四年三月六日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年三月十五日

青森県知事 木 村 守 男

登録番号 青森県第三四四号	肥料の種類 蒸製毛粉	肥料の名称 フェザーミール	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 一一・〇	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所 第一プロイラ株式会社 八戸市大字長苗代字狐田一四番八号
------------------	---------------	------------------	----------------------------------	--------	---

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年三月十五日

三戸地方農林水産事務所長 由 良 武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	野方咲枝子	三戸郡田子町大字田子字白樫四六の五	平成一四・三・六

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年三月十五日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR2002 F I F Aワールド カップT M J	奥村遊機株式会社
同	CR2002 F I F Aワールド カップT M 2	同
同	CR EアドベンチャーI Nサ バンナ	マルホン工業株式会社
同	CR マッピーパークV	株式会社サンセイアールア ンドデイ
同	CRゴーストハウスL	株式会社高尾
同	CRゴーストハウスM	同
回胴式遊技機	ハイパージャグラーV	株式会社北電子
同	ツインズ	岡崎産業株式会社
同	ウンジャミ	株式会社エイベックス
同	マッコウ	同
同	ハクシヨンダイマオウス	サミー株式会社
同	モンスタークラブ2	同
同	デジナナ	ベルコ株式会社
同	デジナナー30	同
同	デジスター1	同

同	同
右	右
デジスター7	デジスター130
同	同
右	右

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭